

身体合併症精神医療体制支援事業補助金交付要綱

令和 7 年(2025 年)12 月 5 日 7 疾感第 1050 号 制定

令和 8 年(2026 年) 7 月 22 日 8 疾感第 524 号 改正

(趣旨)

第 1 この要綱は、精神疾患を有する者が怪我や病気等により入院を必要とする場合において、当該患者を新規に精神病床に受け入れた医療機関に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額の算定方法)

第 2 補助金の額は、別表の第 1 欄に定める補助単価に、第 2 欄により算定した実績数値を乗じて得た額とする。ただし、前項の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(対象者)

第 3 補助金の交付対象者は、県内に所在し、精神病床を有する医療機関の開設者とする。

(交付の条件)

第 4 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた年度の終了後 5 年間、証拠書類等を保管すること。
- (2) 虚偽の申請があった場合は、交付決定を取り消し、または補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること。
- (3) 「医療提供体制のグランドデザイン」に基づく医療機関の役割分担の議論に参加協力すること。
- (4) 対象患者について、摂食障がい医療ネットワーク促進事業補助金を重複して交付を受けないこと。

(交付申請及び実績報告)

第 5 規則第 3 条に規定する申請書及び規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、身体合併症精神医療体制支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）によるものとする。

2 前項の申請書及び実績報告書に添付すべき関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 身体合併症入院受入実績書（様式第 2 号）
- (2) 補助単価算出書（様式第 3 号）
- (3) 実績数値一覧表（様式第 4 号）
- (4) 入院初日から起算して 15 日間を対象とするレセプト（個人氏名・生年月日抜き）
- (5) その他参考となる書類
- (6) 確認書（様式第 5 号）
- (7) チェック表（様式第 7 号）

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付決定及び額の確定)

第6 知事は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて検査を行い、交付すべき補助金の交付決定及び額を確定し、その旨を申請者に通知する。

(交付の請求)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、身体合併症精神医療体制支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第8 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、1部とする。

(細則)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(別表)

1 補助単価	2 実績数値
補助事業実施年度の10月から12月までの一般病床の1人1日あたりの平均入院収入から、同期間の精神病床の1人1日あたりの平均入院収入の差額（上限35,000円）	補助事業実施年度の4月1日から3月17日の間に入院し、かつ、入院初日から診療報酬における「精神科身体合併症管理加算」を算定した患者ごとの当該加算の入院初日からの算定日数（15日限度）を合計した数